
監査事務所検査結果事例集の 公表について

公認会計士協会 地域会

2017年10-12月

公認会計士・監査審査会

会長 廣本 敏郎

本日の構成

- 審査会の発足（平成16年4月1日）
 - － 発足以来、公益の確保及び投資家保護の観点から、監査事務所等へのモニタリングを実施
- 審査会のモニタリング結果のフィードバック
 - － 検査結果通知書
 - － 検査結果指摘事例集（平成20年～）
 - － モニタリングレポート（平成28年～）
- 事例集の意義と進化

審査会の発足

審査会発足の経緯

- 平成12年6月の公認会計士審査会（当時）において取り纏められた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年10月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。
 - － 本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境の下にある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、

審査会発足の経緯

- その機能を向上させるべきかという観点から行われた。
- 同部会による報告では...内部監査や監査役（監査委員会）監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が不可欠であるとの基本認識の下、いくつかの提言がなされたが、その1つが、審査会によるモニタリングであった。

審査会発足の経緯（続）

- (3) 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公正性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入
- 本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年5月に改正公認会計士法が成立し、平成16年4月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

（『公認会計士・監査審査会の活動状況』平成17年より）

審査会発足時の会長記者会見

- 国際的に監査体制の信頼性及び質の向上が強く求められる中、監査事務所の監督体制の充実・強化等の観点から、公認会計士審査会を改組し、体制の充実・強化が行われ、当審査会が設置されました。
 - 特に最近、公認会計士の監査の信頼性に対する疑念を示すような事態が出てきていますが、これは社会が変化し、社会のニーズと現在の公認会計士制度

...

会長記者会見（続）

– ないし公認会計士の仕事との間に乖離が生じていることによるものであり、現代社会に共通の事柄... 審査会は、その乖離を埋める、重要な役割を果たす機関だと認識しています。

- この任務を果たすことが公認会計士の仕事の信頼性を深め... 財務情報の信頼性を高め、そのことが産業、日本経済の信頼性を高めることに繋がっていく

...

審査会検査と協会品管レビュー

- 日本では、協会の品質管理レビューの実施を原則とし、それを前提に、審査会の審査、検査を実施するという、二重チェック・システムを活用した形態、体制を採っている点が特徴的です。
 - それは、協会の品質管理レビューと審査会の審査、検査とが補完機能関係にあり、両者相まって監査の品質を社会的に高める目的を遂行する、との考えに基づいております。

審査会検査と協会品管レビュー（続）

- 審査、検査の要点は、監査意見そのものの適否をみるのではなく、協会の品質管理レビューの一層の機能向上と監査事務所の業務の適正な運営の確保を図るものであります。
- 本来ならば、協会による自主規制の下、自己完結型の自治能力を発揮するべきであるものの、自主規制が必ずしも有効に機能しない場合もないとはいえず、その場合のセーフティ・ネットとして、

審査会検査と協会品管レビュー(続)

- 社会的観点から、安心と安全を保障する制度設計としての公益的な監査監督規制が課せられることとなります。つまり、私的コントロールを補完する公的コントロールがなされる関係にあるという、審査会の存在意義、役割が正しく理解される必要があります。

(友杉芳正「公認会計士・監査審査会の使命」
『会計・監査ジャーナル』2010年9月号、視点)

審査会のモニタリング結果の フィードバック

検査結果通知書

- 審査会は、検査を終了した時は、検査結果を当該被検査事務所等に通知するものとする。

（「公認会計士・監査審査会運営規程」平成16年4月20日より）

- 検査を終了した時は、審査会において審議の上、検査の対象先（協会又は監査事務所）に対して検査結果を通知

（『審査会の活動状況』平成18年）

- 現在では、検査結果が監査事務所を通じて協会に報告される枠組みとなっており、審査・検査を通じて把握した問題点等がより具体的に協会と共有され、協会との双方向の意見交換を通じて品質管理レビューの問題点等について認識の共有等を図っている。

（『審査会の活動状況』平成24年）

検査結果の開示先の拡充

- 「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」の改正（平成27年4月17日）
 - － (1) 基本原則に「不備の根本原因の究明」を追加
 - － (2) 監査役等とのコミュニケーションを強化する観点から、検査結果等を、審査会の事前承諾なしに開示できる対象範囲を拡大

開示先の拡充

【検査結果通知の従前の取り扱い】

- (1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。
- (2) 検査結果及び検査関係情報（検査中の、検査官からの質問、指摘等）について、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者（協会に提出する場合の当該協会を除く）に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

開示先の拡充（続）

【改正後の取り扱い】

- 検査結果及び検査関係情報の検査先以外への第三者への開示については、以下の場合を除き、審査会の事前承諾が必要
 - a. 協会の品質管理委員会に提出する場合
 - b. 被監査会社の監査役等（社外を含む）に対し、次の内容を書面で伝達する場合
 - 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要
 - 被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容

事前承諾の簡便化

検査結果等の第三者への開示について

(平成27年6月11日、審査会ウェブサイト)

- 近時、被監査会社や被監査会社以外から、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況を確認するツールの一つとして、審査会の検査結果等の開示要請が増加してきていると考えられることから、審査会への開示承諾申請は、次の各区分に応じたものとする。

事前承諾の簡便化（続）

- ① 検査結果等を被監査会社の取締役並びに被監査会社の親会社の監査役等及び取締役（社外を含む）からの要請に基づいて開示する場合
⇒ 一括申請
- ② 監査契約に関する提案等として検査結果等を現在の被監査会社でない先（潜在的な被監査会社等）に対し、要請に基づいて開示する場合
⇒ 一括申請
- ③ 上記以外は、従前より行っている個別の開示先に対する開示承諾申請を求めることとする。

開示内容の拡充

- 検査結果の取扱い（監査の品質の見える化）
 - － 検査先が検査における指摘事項を適切に改善するためには、指摘内容等が的確に検査先に対して伝達されることが重要であることから、平成28事務年度においては、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」について、総合的な評価、品質管理態勢に関する評価、個別監査業務に関する評価及び審査会からのメッセージに区分して記載し、検査先に交付することとした。
- （『公認会計士・監査審査会の活動状況』平成29年6月）

モニタリングレポートの公表について

平成29年7月26日

公認会計士・監査審査会

- 審査会では、監査及び会計の専門家だけではなく、一般利用者に対しても、監査事務所の状況等についてできるだけ分かり易い形で情報提供することとし、昨年7月に「監査事務所の概況（平成28年版モニタリングレポート）」を作成、公表しました。
 - － 本年版では、データをリニューアル、追加し、更に、検査や報告徴収など最近の審査会のモニタリング活動を通じて入手した資料、情報を盛り込むなど、記載内容の大幅な充実を図り、一般の方々にも利用し易いようにしております。

事例集の意義と進化

事例集の公表

- 審査会は、平成16年4月の発足以来、公益の確保及び投資家保護の観点から、監査事務所等への検査を実施しているが、監査事務所、特に中小規模監査事務所における品質の維持・向上に向けた自主的な取組みを促進することを主眼に、平成20年から『事例集』を作成・公表している。
 - 審査会発足から13年、事例集の公表から数えても9年が経過したが、この間において監査に対する社会の期待はますます高まり、検査も事例集の内容も急速に進化している。

事例集の公表（続）

- 『事例集』は、検査で指摘した主な事例を紹介することによって、他の事務所の失敗を「他山の石」としていただくという趣旨で始まり、当初は『監査の品質管理に関する指摘事例集』と呼んでいた。
 - 平成24年版から『監査事務所検査結果事例集』と現在の名称に変更するとともに、単に指摘事例を紹介するだけでなく、監査品質に対する審査会の期待水準を提示するようになった。

事例集の公表（続）

- 更に、25年版から、根本原因分析の重要性を強調するようになり、以降、根本原因分析を踏まえた改善を求めている。
- また、24年版から評価できる取組みも紹介してきたが、29年版では、その記述をより充実させた。

期待水準の提示

～平成24年版事例集より～

- (はじめに)
 - 審査会検査においては、業務管理体制、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務の実施、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視等、監査事務所における監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘してきた。
 - 本年度より、全体を「品質管理編」と「個別監査業務編」とに大別した上で、次のように構成することとした。

期待水準の提示（続）

- － 「品質管理編」
 - ・ 品質管理に関する項目毎に、「検査における着眼点」、「検査結果の概要」及び「監査事務所に求められる対応」を記載した上で、指摘事例の内容を具体的に紹介する。
 - － 「検査結果の概要」では、指摘事例や品質管理に係る取組として積極的に評価できる事例の概要も紹介。

期待水準の提示（続）

－ 「個別監査業務編」

- 特に不備が集中して見られるリスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応手続、会計上の見積りの監査、財務報告に係る内部統制の監査に焦点を当て、
「検査における着眼点」等を記載するほか、指摘事例の内容等に応じて、指摘事例の紹介に加えて、「監査手続を実施する際の留意点」を付記。

根本原因分析への期待

～平成25年版事例集より～

- (はじめに)
 - 審査会としては、各監査事務所において、本事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、自らの監査事務所における品質管理のシステムについて点検するとともに、品質管理のシステムに不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善に止まらず、その根本的な発生原因を究明し、当該発生原因の改善に取り組むことを期待している。

根本原因分析への期待（続）

- 特に品質管理のシステムの不備については、最高経営責任者や品質管理担当責任者等の責任が一次的には問われるべきものの、その根本的・本質的な原因としては、業務の運営方針や業務管理体制といった、監査事務所の組織上の問題が多く見られるところである。

根本原因分析への期待（続）

- 監査事務所の各社員においては、品質管理のシステムの整備・運用は、最高経営責任者や品質管理担当責任者等が個人の責任のみで取り組むべき問題ではなく、監査事務所の経営責任を負う社員全員で取り組むべき業務運営上の課題であることを念頭に、品質管理のシステムの不備につながる業務運営上の要因を特定した上で、その改善に組織的に対処することが求められる。

平成29年版事例集

審査会ホームページより

平成29年7月26日
公認会計士・監査審査会

【改訂のポイント】

- 「I. 根本原因と業務管理態勢」
 - 監査事務所の規模別に、ガバナンスと不備の根本原因との関係を解説したほか、自ら根本原因の究明に向けた取組をしている大手監査法人の例を紹介。
- 「III. 個別監査業務編」
 - 約3割の事例について最新のものと入れ替え、特に「財務諸表監査における不正」については、重要性が一層増していることから、検査事例や留意点などの記載を充実。
 - また、グループ監査に係る改善取組みを行った監査法人の例など「評価できる取組」を追加。

平成29年版事例集より一部抜粋

- 「はじめに」 (1頁)
 - 本事例集は、審査会検査における主要な指摘事例や評価できる取組を具体的に紹介することで、監査事務所による...自主的な取組を促し...
(下線部は本年度版で追加された部分)

- 「監査事務所に求められる対応」 (2頁)
 1. 会計監査の信頼性確保
 2. 組織的な対応
 3. 適切な監査調書の作成 No paper, no work
 4. 規模に応じた問題点への対応